

小値賀町議会 2月会議は、令和6年2月19日午前10時00分、
小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西	村	久	之
副	町	長	前	田	達	也
教	育	長	中	村	慶	幸
会	計	管	橋		本	満
住	民	課	北		村	仁
建	設	課	村	田	祐	一
診	療	所	永	田	敬	三
教	育	次	牧		尾	豊

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会 2月会議

令和6年2月19日（月曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 江川春朝議員 ・ 立石光助議員 ）
- 第 2 議案第2号 工事請負契約の変更について（大島分校体育館改修工事）
- 第 3 議案第3号 小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） ただいまから、令和 6 年小値賀町議会 2 月会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番・江川春朝議員、1 番・立石光助議員を指名します。

日程第 2、議案第 2 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 議案第 2 号、工事請負契約の変更について説明をいたします。

大島分校体育館改修工事に係る請負契約につきましては、株式会社友建設と契約金額 1 億 1,770 万円で契約を締結しておりましたが、工事施工において内装工事等の精算により増額の設計変更が必要となりましたので、現契約金額 1 億 1,770 万円に 32 万 1,200 円を増額した、1 億 1,802 万 1,200 円で変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は令和 6 年 2 月 29 日までを予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 大きい工事にしてはあの変更額は少ないように思うんですけども、どういった理由で変更になったかお知らせください。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。主な変更点としまして、体育館の天井にあの火災報知、自動火災報知器の熱変化を察知する空気管というものがあるんですけども、それに空気漏れが確認されまして、このままでは正常な反応といいますか、動作に影響があると考えまして、空気管の更新工事を追加いたしました。その分が主な増加額となっております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。今田光弘議員

4 番（今田光弘） はい。先ほどの町長のご説明で工期が今月いっぱいという

ことですが、変更契約この前の時点でこの 32 万 1,200 円分の工事というのは、まだ着工されてないということですか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

この不具合がわかったのが先月でして、工程上内部の足場を解体する前に天井の工事ですので、取り掛からねばいけませんでした。ですので、もう必要な施設ですので、もう見積徴収の後、着工しております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。そうなると、もう少し早く変更契約をすべきだったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか？

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） 申し訳ありません。見積徴収等に時間を要しましてこの時期になってしまいました。申し訳ございません。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第3号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が令和5年12月6日に公布され、「戸籍法の一部を改正する法律」の附則第1条第5号に掲げる規定が令和6年3月1日に施行されることに伴い、本籍地以外での戸籍等の取得および行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、所要の改正を行うものがございます。

新旧対照表のとおり、戸籍法関係の手数料を徴収する事務を追加しその手数料を定めております。

改正の内容といたしましては、戸籍または除籍謄本等の交付が、本籍地以外の窓口でも可能となりますが、現在の手数料条例にはその規定がないため、新たに広域交付事務に係る手数料について規定するもので、手数料の金額は、本籍地で交付した場合と同額となります。

加えて、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号を窓口等にて発行する場合の事務手数料の規定を新設しております。電子証明書提供用識別符号とは、戸籍又は除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことで、識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍の提出を省略することができるようになります。

附則として、この条例は令和6年1月1日から施行するとしてしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

町 長

町長（西村久之） 提案理由の説明の中で、「附則として、この条例は令和6年1月1日から」と言いましたけども、「3月1日から」の誤りでございます。

失礼しました。

議長（宮崎良保） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本2月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和6年小値賀町議会2月会議を終了します。

お疲れでした。

— 午前 10 時 09 分 散会 —